

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 2025年11月14日
【会社名】 株式会社ワールド
【英訳名】 WORLD CO., LTD.
【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 鈴木 信輝
【本店の所在の場所】 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目 8 番 1
【電話番号】 OFFICE 070-1256-0671
【事務連絡者氏名】 取締役 副社長執行役員 中林 恵一
【最寄りの連絡場所】 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目 8 番 1
【電話番号】 OFFICE 070-1256-0671
【事務連絡者氏名】 取締役 副社長執行役員 中林 恵一
【縦覧に供する場所】 株式会社ワールド（東京支店）
（東京都港区北青山三丁目 5 番10号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

1 【提出理由】

当社は、2025年11月14日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社ライトオン（以下「ライトオン」といい、当社とライトオンを合わせて、以下「両社」と総称します。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日、ライトオンとの間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出いたします。

2 【報告内容】

（1）本株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ライトオン
本店の所在地	東京都台東区元浅草二丁目6番6
代表者の氏名	代表取締役社長執行役員 大峯 伊索
資本金の額（2025年8月31日現在）	100百万円
純資産の額（2025年8月31日現在）	496百万円
総資産の額（2025年8月31日現在）	11,994百万円
事業の内容	カジュアルウェアの小売販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（単位：百万円）

決算期	2023年8月期	2024年8月期	2025年8月期
売上高	46,926	38,808	28,130
営業利益	922	5,000	454
経常利益	1,048	5,166	752
当期純利益	2,545	12,142	449

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（2025年8月31日現在）

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める持株数の割合（%）
株式会社W&Dインベストメントデザイン	51.9
豊島株式会社	6.0
株式会社三菱UFJ銀行	1.8
株式会社常陽銀行	1.5
今井辰男	1.1
ライトオン従業員持株会	0.4
楽天証券株式会社	0.4
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC IS G (FE-AC)	0.3
野村證券株式会社	0.2
藤原亮誠	0.1

（注）発行済株式の総数に占める持株数の割合は、発行済株式総数から自己株式数を除いた株式数に対する所有株式数の割合です。

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社の持分法適用関連会社である株式会社W & D インベストメントデザイン（以下「W & D i D」といいます。）が、ライトオンの普通株式（以下「ライトオン株式」といいます。）18,427,778株を所有しております。
人的関係	当社とライトオンとの間の業務委託契約に基づき、当社から従業員2名を派遣しております。 また、当社の持分法適用関連会社であるW & D i Dから、ライトオンに対して取締役を2名派遣しているとともに、W & D i Dとライトオンとの間の業務委託契約に基づき、W & D i Dからライトオンに対して執行役員として2名を派遣しております。
取引関係	当社の持分法適用関連会社であるW & D i Dが、ライトオンに対して資金を貸し付けているとともに、ライトオンとの間で経営指導料に関する契約を締結しております。 また、当社の連結子会社とライトオンとの間の業務委託契約及び取引基本契約に基づき、当社の連結子会社からバックオフィス支援に係るサービスの提供、Eコマース関連サービスの提供、商品の仕入れ及びプロパティマネジメントに係る取引関係があります。

（2）本株式交換の目的

当社グループ（当社並びにその子会社及び持分法適用関連会社をいいます。以下同じです。）は、お客様が求めるファッショングループに關わる多種多様な商品やサービスを生み出し続ける価値創造企業グループとして、1992年の「SPARCS（スパークス）構想」の発表以来、ロス・ムダのない「世界に唯一無二のファッショングループ」として、新たな事業ポートフォリオを通じた顧客価値創造により、企業価値及び従業員価値改善の好循環を通じて、ワールド・ファッショングループの実現を目指しております。当社グループにおいて、2024年2月期からスタートした中期経営計画「PLAN-W」では、新たな事業ポートフォリオを通じた顧客価値創造により、企業価値及び従業員価値改善の好循環を通じて、ワールド・ファッショングループの実現を目指しております。また、ブランド事業においては、「ポートフォリオ全体での持続的成長」を掲げて、「事業ポートフォリオ拡充」、「マルチ・チャネル出店」や「持続的な新陳代謝」の三つの基本戦略を進めており、ライトオンへの再生投資事業も最優先テーマの一つと位置づけております。

他方、ライトオンは、ジーンズカジュアルショップとして1980年4月に創業し、消費者ニーズに即した商品展開や日本有数のジーンズショップという強みを訴求し、加速度的な成長を遂げてまいりました。2020年代に入りライトオンは、「顧客満足度N0.1」を掲げ、2025年8月期に向けた3か年の中期経営計画（2022年10月12日公表）を策定し、プライベートブランドを軸とした収益力改善、店舗網の見直し等の取組みを進めてまいりましたが、コロナ禍に伴う外出控え等による売上の急減、Eコマースをはじめとした消費行動の変化という外部環境下において魅力的な品揃えが実現できず、非常に厳しい業績を余儀なくされました。ライトオンはかかる状況において、外部専門家の力も借り中期経営計画の見直し（2023年10月11日公表）を行い、2024年8月期から2026年8月期に至る3年間を「強みの再定義・磨き込み」のフェーズと位置づけ、価値訴求への本格的シフトによる売上総利益率の改善、成長チャネルへの戦略的投資による売上総利益の伸長といった事業戦略に加え、不採算店舗の整理と人員配置の適正化による販管費の削減、在庫水準の引き下げによる運転資本の圧縮といった財務戦略を掲げ事業再浮上に向けた取り組みを進めてまいりましたが、抜本的な業績回復には至りませんでした。

当社は、2024年2月上旬にライトオンの主要取引先金融機関から、ライトオンとのアライアンスに関する打診を受け、事業再生支援を前提にしたアライアンスであれば検討可能であるとして、事業再生支援を前提にしたアライアンスのスキームと当該アライアンスを通じて創出される事業シナジー等について協議を実施いたしました。かかる協議を経て、当社は、当社と株式会社日本政策投資銀行（以下「D B J」といいます。）が直接又は間接に50.00%ずつ出資しており、当社グループが持つ事業運営ノウハウやD B Jが持つファイナンスノウハウを活かしながら、ファッショングループに關連する企業の成長・再生を支援する投資を実行してきたW & D i D（以下「ワールド・ファッショングループ」といいます。）によるライトオン株式に対する公開買付けを通じてライトオン株式を取得し、当社は2025年1月にライトオンを持分法適用関連会社としました。

その後、当社及びライトオンは、ライトオンの早期の抜本的な再生に向けて構造改革を推進してまいりました。主な取り組みとして、「マネジメント改革とITインフラ整備」、「商品調達手法の変革と長期滞留在庫の換金」及び「不採算店舗の閉鎖及び人員・組織の適正化」を進めてまいりました。当社及びライトオンは、これらの取組みの結果、ライトオンにおける収益力を伴った事業基盤再構築へ向けて、当初の想定よりも速いペースで着実に成果を挙げてきたと考えております。かかる施策の効果により、ライトオンにおいては、2025年8月期は、前年から大幅な損失削減を達成したことと、当期純損失は449百万円に留まったものの、黒字転換までには至りませんでした。

当社は、ライトオンが構造改革を完遂して早期の黒字転換を確実なものとして、持続性ある成長戦略へスピーディかつシームレスにシフトするためには、当社グループの規模を存分に活かしたグループ一体ならではの更なるコスト競争力の持続的改善の基盤構築、柔軟かつスピーディな意思決定による事業戦略推進やインパクトある事業投資実行や事業運営における資金面での万全の手当等の再成長投資に係る資金のライトオンへの提供が必要不可欠と考えております。

さらに、当社は、ライトオンにおいて、具体的に、以下2点の課題があると考えています。

消費者の節約志向や市場環境の厳しさが増している中、ライトオン単体では短期的な業績への影響を考慮する必要があるため、先行投資や事業改革といった中長期的な視点での投資に踏み切れない状況にあること。すなわち当社グループのスケールメリットを活用した持続的なコスト効率化や、資産の総合的活用を通じた成長戦略への転換をより迅速に進める必要があること。

TOPIX（東証株価指数）構成銘柄の絞り込みの中、上場維持に伴う開示・監査・コーポレートコストが再生中のライトオンにとって過大であり、資金を成長投資に振り向けていくこと。

また、企業価値の向上に際し、親子上場の継続はガバナンス・コスト・株主対応の観点から多くの制約を抱えること。

以上の点について喫緊の課題に迅速に対応することがライトオンの企業価値の向上に不可欠ですが、現行の資本構成では事業再成長に向けた迅速かつ柔軟な意思決定に限界があり、完全子会社化を通じてこれらの課題を解消し、ライトオンの業績回復をさらに加速させることができ、両社及び全てのステークホルダーにとって最善であると判断いたしました。

以上を踏まえ、当社及びライトオンは、当社によるライトオンの完全子会社化が、現行の資本関係では十分になし得なかったライトオンにおける成長施策の推進、コーポレート機能の統合及び人材配置の最適化によるさらなる合理化等を通じた当社グループ及びライトオンの経営効率の向上並びに競争力の向上に資すると判断するとともに、当社によるライトオンの完全子会社化後のライトオンの企業価値向上策について協議を重ね、当社によるライトオンの完全子会社化後において、主に以下の施策をライトオンにおいて講じることが可能になるとの共通認識に至りました。

() 経営基盤の拡充によるライトオンの事業の成長加速

当社グループの相応に規模のある安定的なキャッシュフローや経営資源・ノウハウ等を活用することで、ライトオンが上場を維持した状況では困難な、物流や情報システム、AIシステムなどの各種ITインフラ更新や、ライトオンのキャッシュフローのみでは実行しにくい、これまで以上にダイナミックな成長投資や事業開発・展開

() 事業及び資産の集約によるグループ事業基盤の充実

顧客情報基盤の一体化により、マーケティングオートメーション等の契約・システムを統合し、データを一体的に運用することでプロモーション費用を削減し、顧客プロファイルの相互理解によりクロスセル機会を探索し、効率的にトップラインを拡大。優秀な人材の活用においても当社グループ内キャリアパスの提供により採用力・人材定着を強化（上場維持時の契約制約を解消）

() コーポレート機能の統合等を通じたグループの経営効率の改善

独立性維持の観点から推進困難だった当社及びライトオンのコーポレート機能の統合や人材配置の最適化を通じた更なる合理化に加えて、仕入れから販売に至るバリューチェーン上のリソース・ノウハウの共有等を通じた、グループ全体の経営効率や競争力の向上

当社及びライトオンは、完全子会社化の方法について協議を重ね、株式交換を実施することにいたしました。本株式交換の対価として当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）がライトオンの一般株主の皆様に交付されることにより、当社株式の保有を通じて、本株式交換後に想定されている各種施策の実行を通じて期待される効果や、かかる効果の発現による当社グループの事業発展・収益拡大、その結果としての当社株式の株価上昇等を享受する機会をライトオンの一般株主の皆様に対して提供できることに加え、当社株式には十分な流動性があり、市場取引により隨時現金化が可能であることから、当社株式を継続保有するか、売却して現金化するかの選択肢をライトオンの一般株主の皆様に提供できるという観点からも望ましいスキームと判断しました。以上より、両社は、当社によるライトオンの完全子会社化が、今後の当社グループ及びライトオンのさらなる企業価値向上に資するものであり、当社及びライトオンの双方の株主の皆様にとっても有益なものであると判断したことから、本日、本株式交換を行うことを決定し、本株式交換契約を締結することといたしました。

なお、本株式交換の効力発生に先立ち、当社は、（ア）ライトオンがD A Y Sパートナー1号投資事業有限責任組合（以下「D A Y Sパートナー1号」といいます。）（注1）からライトオンに対する貸付金10億円を弁済するにあたって、当社がライトオンに対し、2025年12月1日付で貸付けを行うこと、及び（イ）D B JからW & D i Dに対する貸付金5億円を同日付で当社からW & D i Dに対する貸付けに変更することを予定しております。その結果、ライトオン及びW & D i Dは当社の連結子会社となる予定です。その後、2026年1月1日に、当社は、当社を吸収合併存続会社、株式会社ワールドインベストメントネットワーク（以下「W I N」といいます。）（注2）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施する予定です。また、2026年1月下旬を目途にW & D i Dは、D B Jよりその保有するW & D i Dの普通株式の全てを取得し、当該自己株式取得に伴い、当社は、W & D i Dを完全子会社化する予定です。

（注1）D A Y Sパートナー1号は、D B J及び栗澤・山本法律事務所の関係会社である株式会社A Y L Oが出資するD A Y Sパートナー株式会社を無限責任組合員とする事業再生ファンドです。

(注2) WINは、当社の完全子会社であり、W&D i Dの議決権の50%を保有しております。

(3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

本株式交換の方法

本株式交換は、当社を株式交換完全親会社、ライトオンを株式交換完全子会社とする株式交換です。なお、当社においては、会社法第796条第2項本文の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の決議による承認を受けずに、また、ライトオンにおいては、2026年2月4日開催予定の臨時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を受けた上で、2026年3月1日を効力発生日として行う予定です。

本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	ライトオン (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.20
		(ご参考：株式分割考慮前) 0.10
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式：3,422,563株（予定）	

(注1) 本株式交換に係る割当比率

当社は、ライトオン株式1株に対して、当社株式0.2株を割当交付いたします。ただし、基準時（以下に定義します。）において当社が所有するライトオン株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、2026年2月28日を基準日とし、2026年3月1日を効力発生日として実施予定の当社株式1株を2株とする株式分割（以下「本株式分割」といいます。）の効力が生じることを前提としております（本株式分割の詳細につきましては、当社が本日付で公表した「株式分割及び定款の一部変更並びに新株予約権の行使条件変更に関するお知らせ」をご参照ください。）。また、上記表に記載の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、当社及びライトオンが協議した上で、合意により変更されることがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社株式数

当社は、本株式交換に際して、当社がライトオンの発行済株式の全部（ただし、当社が所有するライトオン株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のライトオンの株主の皆様（ただし、当社を除きます。）に対して、その所有するライトオン株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の当社株式を割当交付する予定です。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換により、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を所有することとなるライトオンの株主の皆様におかれましては、その所有する単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできません。そのような単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、自己の所有する単元未満株式の買取りを請求することができます。また、当社は単元未満株式を所有する株主の皆様の株式売買の利便性向上を目的として、会社法第194条第1項に定める単元未満株式の買増制度を導入するため、2026年5月に開催予定の第68回定時株主総会において定款の一部変更に関する議案を付議する予定です。かかる議案が承認された場合には、当社の単元未満株式を所有する株主の皆様が、当社に対し、自己の所有する単元未満株式と合わせて1単元（100株）となる数の当社株式を売り渡すことを請求し、これを買い増すことが可能となります。定款の一部変更に関する詳細は、当社が本日公表した「株式分割及び定款の一部変更並びに新株予約権の行使条件変更に関するお知らせ」をご参照ください。

(注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1株に満たない端数の当社株式の割当交付を受けることとなるライトオンの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の当社株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて交付いたします。

本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

ライトオンが発行している新株予約権のうち、本株式交換の効力発生日の前日までに行使されないものは、同日付で、ライトオンがその全てを新株予約権者から無償で取得し、消却することを予定しております。なお、ライトオンは新株予約権付社債を発行しておりません。

その他の株式交換契約の内容

当社とライトオンとの間で2025年11月14日に締結した本株式交換契約の内容は、以下のとおりです。

株式交換契約書

株式会社ワールド（以下「ワールド」という。）及び株式会社ライトオン（以下「ライトオン」という。）は、2025年11月14日（以下「本契約締結日」という。）付けて、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本株式交換）

ワールド及びライトオンは、本契約に定めるところに従い、ワールドを株式交換完全親会社とし、ライトオンを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、ワールドは、本株式交換によりライトオンの発行済株式（ただし、ワールドが所有するライトオンの株式を除く。）の全部を取得する。

第2条（商号及び住所）

ワールド及びライトオンの商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

（1）ワールド：株式交換完全親会社

（商号）株式会社ワールド

（住所）兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1

（2）ライトオン：株式交換完全子会社

（商号）株式会社ライトオン

（住所）東京都台東区元浅草二丁目6番6

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

- ワールドは本株式交換に際して、本株式交換がその効力を生じる時点の直前時（以下「基準時」という。）におけるライトオンの株主（ただし、ワールドを除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有するライトオンの普通株式に代わり、その所有するライトオンの普通株式の数の合計に、0.2を乗じて得た数のワールドの普通株式を交付する。
- ワールドは、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その所有するライトオンの普通株式1株につき、ワールドの普通株式0.2株の割合をもって、前項のワールドの普通株式を割り当てる。
- 前二項に従いワールドが本割当対象株主に対して割り当てるべきワールドの普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、ワールドは、会社法第234条その他の関連法令の規定に従ってこれを処理する。

第4条（資本金及び準備金に関する事項）

本株式交換により増加するワールドの資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に定めるところに従って、ワールドが適当に定める。

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2026年3月1日とする。ただし、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、ワールド及びライトオンは、協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株式交換契約承認株主総会）

- ワールドは、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合、ワールドは、本効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認を求めるものとする。
- ライトオンは、本効力発生日の前日までに、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を求めるものとする。

第7条（会社財産の管理等）

- ワールドは、本契約締結日から本効力発生日までの間において、善良なる管理者としての注意をもって自らの業務執行並びに財産の管理及び運営を行い、且つ、ワールドの子会社（ただし、ワールドについてはライトオンを除く。以下本条について同じ。）をして行わせ、ライトオンは、本契約締結日から本効力発生日までの間において、善良なる管理者としての注意をもって自らの業務執行並びに財産の管理及び運営を行うものとする。
- ワールドが、本契約において別途定める行為を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行い又はワールドの

子会社をして行わせる場合、ライトオンが本契約において別途定める行為を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行う場合には、事前にワールド及びライトオンは協議し、これを行い又は行わせるものとする。

第8条（剩余金の配当の制限等）

ワールド及びライトオンは、相手方の書面による同意を得た場合を除き、本契約締結日後、(i)本効力発生日より前の日を基準日とする剩余金の配当の決議を行ってはならず、また、(ii)本効力発生日より前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合における自己株式の取得を除く。）の決議を行ってはならない。

第9条（新株予約権の処理）

ライトオンは、第6条第2項に定めるライトオンの株主総会において本契約の承認が得られた場合（ワールドにおいて、第6条第1項ただし書きの規定に基づきワールドの株主総会の決議による承認が必要となった場合には、ワールド及びライトオンの株主総会において本契約の承認を得られた場合）、本効力発生日の前日までに、ライトオンが発行している、2015年11月18日開催のライトオンの取締役会の決議に基づき発行された平成27年新株予約権、2017年11月17日開催のライトオンの取締役会の決議に基づき発行された平成29年新株予約権及び2018年11月16日開催のライトオンの取締役会の決議に基づき発行された2018年（第10回）新株予約権（以下「**本新株予約権**」と総称する。）のうち、基準時において残存している本新株予約権の全てについて、本契約の承認に係るライトオンの株主総会決議が行われたことを取得事由として、本新株予約権の取得条項に基づいて無償取得（以下「**本新株予約権無償取得**」という。）する旨の取締役会決議を行うとともに、基準時をもって本新株予約権無償取得を行う。

第10条（本契約の変更及び解除）

- 1 本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、ワールド又はライトオンの財政状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は判明した場合その他本契約の目的の達成が困難となる事態が発生又は判明した場合は、ワールド及びライトオンは、協議し、書面による合意の上、本株式交換に関する条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。
- 2 ワールド及びライトオンは、本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、相手方が本契約の条項に違反した場合には、相当の期間を定めて相手方に是正することを催告の上、その期間内に是正がなされないときは、本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、(i)本効力発生日の前日までに、本契約について第6条第1項ただし書きに定めるワールドの株主総会における承認（ただし、会社法第796条第3項の規定により、本契約についてワールドの株主総会の承認が必要となった場合に限る。）若しくは第6条第2項に定めるライトオンの株主総会における承認が得られなかった場合、(ii)本効力発生日の前日までに本株式交換の実行に必要な国内外の法令に定める関係官庁の承認等（関係官庁に対する届出の効力の発生等を含むがこれに限らない。）が得られなかった場合、(iii)本効力発生日の前日までに、第9条に基づく本新株予約権無償取得に係るライトオンの取締役会決議が行われなかった場合又は本新株予約権無償取得が基準時において実行されなかった場合、又は(iv)前条に従い本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第12条（準拠法及び管轄裁判所）

- 1 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
- 2 本契約に関連する当事者間の一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）

本契約に定めのない事項その他本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、ワールド及びライトオンが誠実に協議し合意の上、これを定めるものとし、本契約の内容について解釈上の疑義が生じた場合は、ワールド及びライトオンが誠実に協議し合意の上、その解決を図るものとする。

上記合意の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

2025年11月14日

ワールド： 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1

株式会社ワールド

代表取締役 社長執行役員 鈴木 信輝

ライトオン： 東京都台東区元浅草二丁目6番6

株式会社ライトオン

代表取締役社長執行役員 大峯 伊索

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

割当ての内容の根拠及び理由

当社及びライトオンは、上記「(3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容」の「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率その他本株式交換の公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼すること、また、両社から独立したリーガル・アドバイザーから法的助言を受けることとしました。そして、当社は、両社から独立した野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、ライトオンは、両社から独立したマクサス・コーポレートアドバイザリー株式会社（以下「マクサス・コーポレートアドバイザリー」といいます。）を、それぞれファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選定し、また、当社は、両社から独立したアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）を、ライトオンは、両社から独立した北浜法律事務所を、それぞれリーガル・アドバイザーとして選定いたしました。

両社は、それぞれ、自らが選定した第三者算定機関による本株式交換に用いられる株式交換比率の算定結果や、リーガル・アドバイザーからの助言を参考に、かつ相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社の間で、株式交換比率について複数回にわたり慎重に協議・交渉を重ねてまいりました。

そして、当社においては、下記「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」に記載のとおり、第三者算定機関である野村證券から2025年11月13日付で取得した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの助言及び当社がライトオンに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、ライトオンにおいては、下記「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」に記載のとおり、ライトオンの第三者算定機関であるマクサス・コーポレートアドバイザリーから2025年11月13日付で取得した株式交換比率に関する算定書（以下「本株式交換比率算定書（マクサス・コーポレートアドバイザリー）」といいます。）、リーガル・アドバイザーである北浜法律事務所からの助言、ライトオンが当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果並びに当社及びライトオンとの間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）からの指示、助言及び2025年11月13日付で受領した答申書（以下「本答申書」といいます。詳細については、下記「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」の「ハ.ライトオンにおける独立性を有する特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおりです。また、当社及びライトオンが本日付で公表した「株式会社ワールドによる株式会社ライトオンの完全子会社化に関する株式交換契約締結（簡易株式交換）のお知らせ」の別紙の2025年11月13日付「答申書」についてもご参照ください。）の内容等を踏まえ、慎重に協議・検討いたしました。その結果、ライトオンは、本株式交換比率は妥当であり、ライトオンの少数株主の皆様にとって利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

このように、両社は、本株式交換比率は妥当であり、当社及びライトオンのそれぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、当社及びライトオンは本日開催の取締役会決議に基づき、本株式交換比率により本株式交換を行うことを決定いたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、当社及びライトオンが協議した上で、合意により変更されることがあります。

算定に関する事項

イ. 算定機関の名称及び両社との関係

当社の第三者算定機関である野村證券及びライトオンの第三者算定機関であるマクサス・コーポレートアドバイザリーは、いずれも、当社及びライトオンから独立した算定機関であり、当社及びライトオンの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。なお、野村證券の報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれてますが、当社は、同種の取引における一般的な実務慣行等も勘案すれば、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断しております。

また、株式交換に係るマクサス・コーポレートアドバイザリーの報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれてありますが、ライトオンとマクサス・コーポレートアドバイザリーの間において、同種の取引における一般的な実務慣行及び本株式交換が不成立となった場合にライトオンに相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案の上、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって、独立性が否定されるものではないと判断しております。

□ 算定の概要

() 野村證券による算定

野村證券は、当社については、当社株式が株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（2025年11月13日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を採用して算定を行いました。

ライトオンについては、ライトオン株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（2025年11月13日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するために、ディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

各評価手法による当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果（株式分割考慮前）
市場株価平均法	0.09～0.11
DCF法	0.05～0.12

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。ライトオンの財務予測その他将来に関する情報については、ライトオンの経営陣により現時点得られる最善の予測と判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。野村證券の算定は2025年11月13日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、当社の取締役会が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、野村證券がDCF法による算定の根拠としたライトオンの財務予測について、対前年度比較において利益又はフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、不採算店舗の撤退、人員の最適化や本部拠点の集約等による販売費及び一般管理費の削減により、2026年8月期において、償却前営業利益（以下「EBITDA」といいます。）及び営業利益が、対前年度比で赤字から黒字への回復を見込んでおり、2027年8月期において、EBITDAで対前年度比326.7%、営業利益で対前年度比310.2%、2028年8月期において、EBITDAで対前年度比36.1%、営業利益で対前年度比35.0%の大幅な増益を見込んでおります。また、フリー・キャッシュ・フローについては、2026年8月期において、商品在庫の圧縮等により対前年度比で大幅な増加を、2027年8月期において2026年8月期の在庫の圧縮という一時的要因の反動で対前年度比64.6%の大幅な減少を、2028年8月期において営業利益の増益に伴い対前年度比73.6%の大幅な増加を見込んでおります。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

() マクサス・コーポレートアドバイザリーによる算定

マクサス・コーポレートアドバイザリーは、当社については、東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を採用して算定を行いました。ライトオンについては、東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を評価に反映するためにDCF法を採用して算定を行いました。

各評価手法による当社株式1株当たりの株式価値を1とした場合のライトオンの評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定結果 (株式分割考慮前)
当社	ライトオン	
市場株価平均法	市場株価平均法	0.09～0.11
	DCF法	0.08～0.11

市場株価平均法においては、当社については、2025年11月13日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所プライム市場における、算定基準日の終値、算定基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均を、ライトオンについては、2025年11月13日を算定基準日として、ライトオン株式の東京証券取引所スタンダード市場における、算定基準日の終値、算定基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均を採用しております。

D C F法においては、ライトオンが作成した2026年8月期から2029年8月期までの事業計画（以下「本事業計画」といいます。）における収益予測や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、ライトオンが2026年8月期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いてライトオンの株式価値を評価しております。割引率は加重平均資本コストを採用し、7.7%～8.7%を使用しております。資本コストの計算にあたっては、ライトオンの企業規模等を勘案した上でサイズリスク・プレミアムを加味しております。また、継続価値の算定にあたっては、永久成長率法を採用し、国内のインフレ率及びライトオンが属する業界の成長率等を踏まえて永久成長率は-0.5%～0.5%を使用した上で、継続価値を6,602～8,826百万円と算定しております。

なお、マクサス・コーポレートアドバイザリーがD C F法によるライトオン株式の株式価値の算定の基礎とした本事業計画は、本株式交換の検討にあたってライトオンが作成したものです。本事業計画は、2024年10月8日に公表したライトオンの「中期経営計画（2025年8月期～2029年8月期）」を基礎に、2025年8月期の実績を踏まえて収益予測や投資計画をより蓋然性のある数値に更新したものであり、具体的な計画数値の作成過程において当社による関与はありません。また、本特別委員会は、本事業計画が当社から独立した者により作成されていることについて確認するとともに、重要な前提条件等について説明を受け、最終的な事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について確認の上、承認しております。

本事業計画に基づく財務予測は以下のとおりです。当該財務予測には、利益又はフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、2024年10月8日に公表したライトオンの「中期経営計画（2025年8月期～2029年8月期）」に基づき、不採算店舗の撤退、人員の最適化や本部拠点の集約等による販売費及び一般管理費の削減、滞留在庫及び回転率の低い継続在庫の大幅圧縮による在庫水準の適正化等の構造改革の実施することにより、営業利益及びE B I T D Aが、2026年8月期は前事業年度対比で赤字から黒字への大幅な回復、2027年8月期及び2028年8月期においては前事業年度対比で大幅な増益を見込んでおります。また、フリー・キャッシュ・フローについては、2026年8月期は在庫の圧縮により前事業年度対比で大幅な増加、2027年8月期は前事業年度の在庫の圧縮という一時要因の反動で大幅な減少を見込んでおります。

なお、本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることは困難であるため、当該財務予測には加味されておらず、当該財務予測を基礎としたマクサス・コーポレートアドバイザリーによる算定にも織り込まれておりません。

（単位：百万円）

	2026年8月期	2027年8月期	2028年8月期	2029年8月期
売上高	22,241	22,867	23,782	24,257
営業利益	278	1,142	1,542	1,601
E B I T D A	148	1,109	1,539	1,623
フリー・キャッシュ・フロー	2,516	1,321	950	1,029

マクサス・コーポレートアドバイザリーは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全であること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がないこと、マクサス・コーポレートアドバイザリーに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、マクサス・コーポレートアドバイザリーは、両社とそれらの関係会社の資産及び負債（デリバティブ取引、簿外資産・負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自の評価又は鑑定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、ライトオンから提出された本事業計画に関する情報については、ライトオンの経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としております。マクサス・コーポレートアドバイザリーの算定は、2025年11月13日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。

上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である2026年3月1日（予定）をもって、ライトオンは当社の完全子会社となることから、ライトオン株式は、東京証券取引所スタンダード市場の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て、2026

年2月26日に上場廃止（最終売買日は2026年2月25日）となる予定です。上場廃止後は、ライトオン株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできなくなります。なお、現在の本株式交換の効力発生日が変更された場合には、上場廃止日も変更される予定です。

ライトオン株式が上場廃止となった後も、本株式交換によりライトオンの株主の皆様に割り当てる当社株式は東京証券取引所プライム市場に上場されているため、1単元以上の株式については本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所での取引が可能であり、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

単元未満株式については、東京証券取引所プライム市場において売却することはできませんが、株主の皆様のご希望により、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことが可能です。かかる取扱いの詳細については、上記

「（3）本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の本株式交換契約の内容」の「本株式交換に係る割当ての内容」の（注3）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、本株式交換に伴い、1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記「（3）本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の本株式交換契約の内容」の「本株式交換に係る割当ての内容」の（注4）「1株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

なお、ライトオンの株主の皆様は、最終売買日である2026年2月25日（予定）までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その所有するライトオン株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他法令に定める適法な権利行使することができます。

公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）

当社及びライトオンは、当社の持分法適用関連会社であるW&D i Dが、本日現在、ライトオン株式18,427,778株を所有していることから、ライトオンが当社の持分法適用関連会社であり、当社はライトオンのその他の関係会社に該当すること、並びに（ア）ライトオンがDAYSパートナー1号からライトオンに対する貸付金10億円を弁済するにあたって、当社がライトオンに対し2025年12月1日付で貸付けを行うこと、及び（イ）DBJからW&D i Dに対する貸付金5億円を同日付けで当社からW&D i Dに対する貸付けに変更することで、ライトオンは当社の連結子会社に該当することになることから、本株式交換に際しては、利益相反を回避して公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含みます。）を実施しております。

（注）当社は、本株式交換を通じて交付する当社株式に係る株式数を削減する目的で、本株式交換の効力発生日の前日までに、適用法令に従って、W&D i Dが保有するライトオン株式を取得する予定です（当社が保有するライトオン株式に対しては、本株式交換の実施に際してワールド株式は割り当てるとはありません。）。

イ 両社における独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は両社から独立した第三者算定機関である野村證券を、ライトオンは両社から独立した第三者算定機関であるマクサス・コーポレートアドバイザリーを、それぞれの第三者算定機関として選定し、それぞれ株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。

算定書の概要については、上記「算定に関する事項」をご参照ください。なお、当社及びライトオンは、いずれも、各第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

ロ 両社における独立した法律事務所からの助言

当社は、リーガル・アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続及び当社の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、当社及びライトオンから独立した法律事務所であり、当社及びライトオンとの間に重要な利害関係を有しておりません。

一方、ライトオンは、リーガル・アドバイザーとして、北浜法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続及びライトオンの意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、北浜法律事務所は、当社及びライトオンから独立した法律事務所であり、当社及びライトオンとの間に重要な利害関係を有しておりません。

ハ ライトオンにおける独立性を有する特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

ライトオンは、2025年9月10日、当社から本株式交換の検討・協議を開始したい旨の初期的な意向を受け、ライトオンが当社の持分法適用関連会社であり、本株式交換が構造的な利益相反の問題を内包すること等に鑑み、ライトオンの意思決定に慎重を期し、また、ライトオンの取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、公正性、透明性及び客觀性を担保するとともに、ライトオンの取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることがライトオンの一般株主にとって公正であるといえるかどうかについての意見を取得することを目的として、2025年9月10日開催のライトオンの取締役会決議（以下「ライトオン取締役会決議」といいます。）により、両社及び本株式交換の成否から独立した中澤歩氏（ライトオン独立社外取締役）、上田千秋氏（ライトオン独立社外監査役）及び山下理夫氏（ライトオン独立社外監査役）の3名によって構成される本特別委員会を設置

しました。ライトオンは、当初から上記3名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。また、本特別委員会の委員の互選により、ライトオンの社外取締役兼独立役員である中澤歩氏が本特別委員会の委員長に就任しております。なお、本特別委員会の委員の報酬は、本株式交換の成否及び答申内容にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

そして、ライトオンは、ライトオン取締役会決議に基づき、本特別委員会に対し、(a)本株式交換の是非(本株式交換がライトオンの企業価値の向上に資するか否か)、(b)本株式交換の取引条件の公正性(本株式交換に係る交換比率が公正なものとなっているか否か)、(c)本株式交換の手続の公正性(取引条件の公正さを担保するための手續が十分に講じられているか否か)、(d)上記(a)から(c)を踏まえ、本株式交換が一般株主にとって公正なものであるか(以下(a)から(d)を総称して「本諮問事項」といいます。)について諮問し、これらの点についての答申書をライトオンの取締役会に提出することを委嘱しました。また、ライトオンは、ライトオン取締役会決議において、ライトオンの取締役会における本株式交換に関する意思決定については、本特別委員会の設置の趣旨に鑑み、本特別委員会の意見を最大限尊重して行うものとし、本特別委員会が本株式交換の実施又は取引条件を妥当でないと判断した場合には、ライトオンの取締役会は、本株式交換に賛成しないものとする旨を決議しております。

併せて、ライトオンは、ライトオン取締役会決議に基づき、本特別委員会に対して、(ア)ライトオンの役職員から、本株式交換の検討及び判断に必要な情報を受領する権限、(イ)必要に応じ、ライトオンの費用負担により、本特別委員会独自のファイナンシャル・アドバイザー若しくは第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーを選任又は指名し、又は、ライトオンの取締役会が選任した外部専門家アドバイザーを承認(事後承認を含む。)し、本特別委員会として、ライトオンが選任する外部アドバイザー等に対して専門的助言を求めることができる権限、並びに(ウ)本株式交換の条件の交渉過程に実質的に影響を与える状況において関与する権限をそれぞれ付与しております。

本特別委員会は、2025年9月19日から2025年11月13日までに、合計10回開催したほか、各会日間においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて隨時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、本特別委員会は、まず、ライトオンが選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるマクサス・コーポレートアドバイザリー並びにリーガル・アドバイザーである北浜法律事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。その上で、ライトオンから、ライトオンの事業概要、株式交換比率の算定の前提となるライトオンの本事業計画の作成方針及び策定手続等についての説明を受け、質疑応答を行いました。また、当社及びライトオンに対して本株式交換の目的等に関する質問状を送付した上で、両社それぞれから、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、ライトオンが当社の持分法適用関連会社となって以降の経営改善への取組み状況、本株式交換によって見込まれるシナジーの内容、本株式交換後の経営方針、従業員の取扱い等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、ライトオンのリーガル・アドバイザーである北浜法律事務所から、本株式交換に係るライトオンの取締役会の意思決定方法、本特別委員会の運用その他の本株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けております。

さらに、ライトオンのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるマクサス・コーポレートアドバイザリーから本株式交換比率の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行い、その合理性の検証を行いました。なお、本特別委員会は、当社とライトオンとの間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容について適時に報告を受けた上で、複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、ライトオンに意見する等して、当社との交渉過程に実質的に関与しております。

本特別委員会は、かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に審議及び検討を重ねた結果、2025年11月13日付で、ライトオンの取締役会に対し、本株式交換の実施を決定することがライトオンの一般株主にとって公正である旨の本答申書を、委員全員の一致で提出いたしました。本答申書の内容については、当社及びライトオンが本日付で公表した「株式会社ワールドによる株式会社ライトオンの完全子会社化に関する株式交換契約締結(簡易株式交換)のお知らせ」の別紙の2025年11月13日付「答申書」をご参照ください。

二 ライトオンにおける独立した検討体制の構築

ライトオンは、当社から独立した立場で、本株式交換に係る検討、交渉及び判断を行う体制をライトオンの社内に構築いたしました。具体的には、ライトオンは、2025年8月25日に、当社より意向表明書を受領して以降、本株式交換に関する検討(ライトオン株式の価値算定の基礎となる本事業計画の作成を含みます。)並びに当社との協議及び交渉を行うプロジェクトチームを検討の上設置し、当該メンバーは当社の役職員を兼職しておらず、かつ過去に当社グループの役職員としての地位を有していたことのないライトオンの役職員により構成されるものとし、また、W&D i Dの代表取締役を兼務しているライトオンの取締役である廣橋清司氏及び過去に当社のグループ常務執行役員の地位を有していたライトオンの代表取締役社長執行役員の大峯伊索氏は、本株式交換と利害関係を有すると考えられることから、ライトオンにおける本株式交換に関する協議・交渉には一切参加しないこととし、かかる取扱いを継続しております。

これらの取扱いを含めて、ライトオンの検討体制（本株式交換に係る検討、交渉及び判断に関する役職員の範囲及びその職務を含みます。）に独立性及び公正性の観点から問題がないことについては、北浜法律事務所の助言を踏まえて、本特別委員会の承認を得ております。

ホ ライトオンにおける利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

ライトオンは、北浜法律事務所から得た法的助言、マクサス・コーポレートアドバイザリーから得た財務的見地からの助言、本株式交換比率算定書（マクサス・コーポレートアドバイザリー）の内容、本特別委員会から入手した本答申書を踏まえ、当社による本株式交換がライトオンの企業価値の向上に資するか否か、及び本株式交換比率を含む本株式交換に係る取引条件が妥当なものか否かについて慎重に協議・検討を行った結果、本日開催のライトオンの取締役会において、本株式交換契約を締結することを決議しております。

上記のライトオンの取締役会においては、ライトオンが当社の持分法適用関連会社であり、本株式交換が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存する取引に該当することに鑑み、取締役会における審議及び決議がこれらの問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、ライトオンの取締役4名のうち、W&D i Dの代表取締役を兼務しているライトオンの取締役である廣橋清司氏及び過去に当社のグループ常務執行役員の地位を有していたライトオンの代表取締役社長執行役員の大峯伊索氏を除く、2名の取締役において審議の上、全員一致により上記の決議を行っております。また、上記取締役会には、ライトオンの監査役3名全員が出席し、いずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

さらに、ライトオンの取締役のうち、廣橋清司氏及び大峯伊索氏は、利益相反の可能性を排除する観点から、上記取締役会を含む本株式交換に係る取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、ライトオンの立場で本株式交換の協議及び交渉に参加しておりません。

ヘ 他の買収者による買収提案の機会の確保（マーケット・チェック）

ライトオン及び当社は、ライトオンが当社以外の買収提案者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者がライトオンとの間で接触することを制限するような内容の合意を一切行っておりません。

また、本株式交換契約を承認するためのライトオンの臨時株主総会は本株式交換契約の締結が公表されてからおよそ2ヶ月超後である2026年2月4日に開催予定であり、他の企業買収の事例と比しても、対抗的買収提案者による機会の確保が不十分というべきものではありません。

なお、ライトオンは、積極的なマーケット・チェックまでは行っておりませんが、本株式交換においては、上記のとおり間接的なマーケット・チェックは行われているものと認められるほか、上記ないしのとおり、他に十分な公正性担保措置が講じられていることを踏まえると、積極的なマーケット・チェックが行われていなくても、それのみにより本株式交換における手続の公正性が損なわれるものではありません。

（5）本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ワールド
本店の所在地	神戸市中央区港島中町六丁目8番1
代表者の氏名	代表取締役 社長執行役員 鈴木 信輝
資本金の額	6,000百万円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	事業持株会社として、傘下のブランド事業、デジタル事業、プラットフォーム事業を営むグループ全体の経営管理、及びそれに付帯する業務を行う。

以上